

物 品 購 入 契 約 書 (案)

五泉市（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）は、下記条項により物品購入契約を締結する。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 品 名 | 戸別受信機 |
| 2 | 規 格 | 別紙仕様書のとおり |
| 3 | 数 量 | 別紙仕様書のとおり |
| 4 | 契約金額 | 金 円（うち消費税及び地方消費税 金 円） |
| 5 | 契約保証金 | 金 円 |
| 6 | 納入場所 | 五泉市太田 1094-1 五泉市役所 総務課 |
| 7 | 納入期限 | 令和 7 年 7 月 31 日 |
| 8 | 契約金額の支払 | 前払い あり（契約金額の30%以内。本契約となってから30日以内に請求すること。）
部分払い なし |

9 その他

第1条 受注者は、天災地変その他の止むを得ない事由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、その事由を詳記して期限延長の願出をなすことができる。

2 前項の願出は、納入期限内に行わなければならない。

3 発注者は、第1項の願出が正当であると認めたときは、これを承認し第7条第3項の遅滞違約金を免除することができる。

第2条 受注者は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知し、一旦持ち込んだ物品は、発注者の許可なしではこれを引き取ることができない。

第3条 発注者は、受注者から納入通知を受けたから10日以内にその納品を検査しなければならない。

2 受注者は、発注者の指定する日時及び場所において検査に立会うものとする。もし、立会しないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

第4条 検査の結果、不合格と決定した物品は、受注者は遅滞無くこれを引き取り、速やかに代品を納入するものとする。この場合、更に届け出て検査を受けなければならない。

2 前項の不合格品といえども、その不良の程度が軽微で、発注者が使用上支障がないと認めたときは、契約金額を減額のうえ、これを採用することがある。

第5条 物品の所有権は、検査に合格した時点で受注者から発注者に移転するものとし、移転前に要した一切の費用は受注者の負担とする。

第6条 受注者は、納入された物品が契約の内容に適合しないものであることが判明した場合、物品納入後12カ月は当該物品の補修又は取替えの責任を負うものとする。

第7条 契約金額又は契約保証金は、検査完了後、受注者の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払い、又は還付するものとする。

2 発注者の支払が、前項の期日より遅延した場合は、その期日の翌日から所定の遅延利息を受注者に支払うものとする。

3 受注者は、期限内に物品の納入を終了しないときは、遅延日数1日につき遅延数量に対する契約金額の1000分の1に相当する金額を違約金として、発注者の命により納付するものとする。

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議のうえ、この契約の内容について変更し、又は納入の中止をすることができる。

第9条 受注者は、この契約について、仕様書、図面又は契約事項に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、発注者の指示に従い、受注者の負担において施工するものとする。

第10条 受注者は、この契約条項のほか、五泉市契約事務規則を遵守するものとする。

第11条 この契約によりがたい事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 五泉市太田1094番地1
五 泉 市
五泉市長 田 邊 正 幸

受注者 住所
氏名

なお、この契約について、五泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年五泉市条例第53号）第3条の規定による議会の同意を得たときをもってこれを本契約とみなす。